

民法（財産法）ゼミナール

准教授 柴田 龍

〈ゼミナールの目的・到達目標〉

民法（財産法）は、生活や社会活動をする中での基本的なルールであり、暮らしていく上で知らなければならない法律です。ゼミでは、民法（財産法）の領域について講義等で習得した基礎的な知識をより確実なものとしたうえで、判例や事例問題に取り組んでいきます。この取り組みを通じて、ゼミでは、法的知識のみならず、情報を収集し、分析して、伝達する能力といった実社会で不可欠なスキルの習得を目標とします。

〈ゼミの内容、進め方〉

2年次…1期は、民法総則を中心として、判例を検討します。その際、取り上げた判例に関わる基本的知識について、法律を知らない人にもわかるように説明することが求められます。2期は、それぞれの関心をもとに、ゼミ生で議論をしていきます。

3年次…1期は、2年次2期で探したテーマについて掘り下げて議論します。それぞれの報告と並行して、ゼミ内で行うプレゼン大会の準備をしていただきます。ゼミ内プレゼン大会では、2年生と教員が評価を行い、ゼミナール大会のテーマを決定します。2期は、ゼミナール大会の準備となります。ゼミナール大会終了後は、1期に引き続き、各自の報告を行っていただきます。

4年次…論文執筆を中心として、各自のテーマについて議論を行います。

〈ゼミの年間スケジュール〉

入ゼミ前…新入生歓迎会

8月…ゼミ合宿・ゼミ内プレゼン大会

9月…他大学との合同ゼミ

※法学部主催の各種行事にはすべて参加します。またゼミ生企画によるイベントなどがあります（たとえば、1期・2期納会、球技大会打ち上げなど。参加は任意です）。

〈成績評価〉

毎回出席することを前提とし、①参加態度、②報告内容を総合的に判断し、成績評価を行う。

〈求めるゼミ生像〉

現時点で民法が苦手という学生でも、やる気のある学生であれば歓迎します。

〈選抜方法〉

ゼミナールⅠ申込書（20%）・作文（30%）・面接（50%）によります。

作文は、A4用紙1枚程度（書式・字数などは自由）、内容は「①最近関心をもった法律問題（関心を持った理由や現在の自分の考えなど）、および②自己紹介」。なお、法律問題は、民法（財産法）に限らない。作文は、ゼミナールⅠ申込書と共に法学部事務室に提出して下さい。

〈募集人数〉

10～15名程度

〈教員からのお知らせ〉

授業前後などに質問を受け付けます（品川キャンパス授業：月曜～木曜）。